

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	宍粟市特別職報酬等審議会（第2回）	
開 催 日 時	令和元年11月21日（木）13時00分から14時30分まで	
開 催 場 所	宍粟市役所 5階 501会議室	
議長（委員長・会長）氏 名	会長 大坪津義	
委 員 氏 名	（出席者） 谷笹摩弥委員、岡前佳津子委員、 石原政司委員、山國和志委員	（欠席者） なし
事 務 局 氏 名	企画総務部 坂根部長、砂町次長 企画総務部総務課 安井課長、岩本係長 議会事務局 小谷次長	
傍 聴 人 数	0人	
会議の公開・非公開の区分及び非公開の理由	☒ 公開・非公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	（議題及び決定事項） ・ 前回の会議録の確認。→ 修正なし ・ 前回会議で依頼等のあった資料の説明 県内市のうち、期末手当支給割合が人勧と差がある団体に関する資料 年金受給に関する資料 自治会長報酬に関する資料（口頭） その他関連する資料 ・ 市長等の特別職、議会議員の報酬等及び期末手当について、概ね据え置く方向性を決定する。 ・ 次回の会議において、事務局で答申書案を作成しお示しするので、内容について協議する。 ・ 次回の日程、場所については、次のとおり 11月28日（木）13時～ 市役所5階501会議室	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	別紙のとおり	
議 事 録 の 確 認 （記名押印）	（委員長等） 会長 大坪 津義 ㊞	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
大坪会長	1. 開会
大坪会長	2. あいさつ (会長) お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。 いろいろな資料を見ながら改めて難しい話だと感じる。 今日は2回目の会議ということで、ある程度、方向性を決定できればと考えているので、よろしくお願いします。
事務局	ありがとうございました。 ここからの次第3以降は、会長により進行をお願いします。
大坪会長	3. 会議録の確認 次第3の会議録の確認について、事務局から説明をお願いします。
事務局	事前に第1回目の会議録について、送付している。 修正、加筆箇所等があれば、お知らせ願う。
大坪会長	意見はありますか。
委員一同	(修正なし)
大坪会長	それでは、会議録は修正なしとのことで、次に進みます。
	4. 議事
	(1) 追加資料の説明
	(2) 特別職 (市長、副市長及び教育長) の給料・期末手当について
	(3) 議会議員の報酬・期末手当について
事務局	(資料の説明)
事務局	(補足で、自治会長報酬について口頭で説明) 自治会長の報酬について、市で把握した資料は特になかったため、わかる範囲で調査できたものについて、報告する。 一宮町の30世帯程度の自治会で25万円、40世帯程度の自治会で18万円、150世帯程度の自治会で50万円、千種町の50世帯程度の自治会で9万円、山崎町のある小学校区の自治会は世帯数に応じ4～6万円が報酬とのこと。 それぞれ自治会の規約や考え方等によって金額に差があり、必ずしも人口や世帯数に比例したものとはなっていない。
事務局	報酬ということで、年間の額と考えてよいか。
事務局	年額の報酬である。
事務局	追加資料の説明について、質疑等がありますか。

	今回、一定の方向性を決めるということによいか。
	協議が整うようなら、一定の方向性は決めたいと考えている。
	宍粟市の状況、消費者物価指数等について、昨年等から比較してもそう大きく変わっているわけではない。そこから考えると、下げる方向性はないかと思う。
	大きく社会情勢が変わったわけではない。
	市長等の特別職については、この給料で生活されていると思う。議員についてはそれぞれのケースがあり、自営業をされている方もあるが、議員の職業で農業となっているのは、どういった状況か。農業で生活をしている（収入を得ている）ということか。田んぼを少ししている…といったことか。
事務局	この資料は、平成29年の選挙の際、届出のあった職業を記載している。 1人を除き、〇〇〇〇が言われた状況（田んぼを少し…）である。
	A3資料の中で、尼崎市、伊丹市、宝塚市について、期末手当の支給割合が3.35月となっているが、これは国の特別職にあわせて…ということか。
事務局	お見込みのとおりである。
	現在の支給月数が人事院勧告以外どおりでない団体は極々限られているということか。
事務局	A3資料1Pのとおり、洲本市、加古川市、明石市、養父市、丹波市等である。
事務局	元々、宍粟市も人事院勧告どおり上げ下げを行っていたが、平成28年12月議会において、期末手当支給率も審議会にかけ市民の意見を聴取すべきではとの意見があり、現在の形で審議会に諮問している。 その審議の結果、平成29、30年度は据え置きとなっている。
	この審議会でする答申は、必ずそのとおり実行されるのか。
事務局	審議会の協議された結果を答申してもらうこととなるが、最終的には、市長が判断される。仮にこの審議会でする報酬を上げるとの答申がなされたとしても、市長の判断で、議会へ議案を提出しない場合もある。
事務局	当然、尊重するつもりで諮問はしている。
	人事院勧告との差について、養父市は、勤勉手当分を除いているのではないか。そのことから他市との間にかなり大きな差が出ているかと思う。 今回の方向性として、下げることはないかなとの意見があったが、上げることもないかと思う。消費税が10%となり市民生活に大きな影響が出ているし、タイミング的（雇用創生協議会の件）にも難しいのではないか。
事務局	勤勉手当のことについて補足する。市長等の特別職、議員については勤勉手当の考え方はない。先ほど意見にあった養父市の件について、事務局としては確認していないが、考え方としてはあり得ると思う。
事務局	これだけ低い（他市と差がある）ことを考えると、〇〇〇〇の言われたような

	考え方からかもしれない。 事務局に審議会の流れをもう一度確認しておきたいのだが…。 例年の流れでいうと、1～2回目の会議で資料の説明、2回目の会議からは方向性についても議論いただき、3回目の会議でその方向性による答申案の調整ができればと考えている。ただ、審議の内容や進捗状況により、会議の開催回数が増えることはあり得る。会議の進捗状況等によって、その辺りは変わってくる。
事務局	著しく社会情勢が変わったとは言えない…。 市長等の特別職については常勤、議員はそれぞれだが、比較的若い議員は他に職を持っておられるケースが多く、また議会活動の資料についても提供された。 今回の資料と、前回他団体と比較した資料も含めて審議を行う中で、いずれの方向性を決定したとしても、その理由については、整理を行っておく必要がある。
	以前のこの審議会の結論等を見ていると、当時の日本および地域の状況を重視されていたのかなと感じる。 極端な話だが、この審議会の答申で据え置きとした場合に、市長が報酬を上げるといった議案を提案することはあるのか。
事務局	その状況で、報酬を上げる議案を提案することは考えられない。 報酬を上げるべきと答申した場合は、提案されないこともあり得るか…。
	資料15Pについて、扶養手当等が支給されているように見受けられるが…。年齢等に関係なく支給されるのか。
事務局	資料15Pについては、議会議員や特別職でなく、職員の改定状況である。 A 3 資料の 6 Pを見ると、議員の議会活動の状況は、議員間で特に差はないように思う。
	議員の会派はいつ頃できたのか。一番大きい会派は何名ぐらいか。
事務局	合併以降できた。会派別の人数は6名、4名、2名、2名となっている。 議会の議員活動の日数は、概ね60～80日といったところか。
事務局	公式なものになると、このぐらいになる。 所属している委員会等によってバラツキは出てくる。 時間的なものは委員会によって差があり、1日がかりのものもあれば、2時間ぐらいの会議もある。
	議会活動の出席日数は60～80日程度かもしれないが、その事前準備等に時間もかかっている。この資料以外に報告会等も行っていると思う。
	要素を3つぐらいに分けて考えてみてはどうか。

	人事院勧告で、一定、包括的に経済状況や景気動向等は勘案されているものと思われ、そこから比べて、宍粟市はどうか、が1点。 地方公共団体のなかでの不祥事等（資料15P右側のような）により、報酬等をあげることが妥当なのかどうかという点が2点目。 地方公共団体の財政力を測る指標（財政力指数等）があり、県内で宍粟市は上位というわけではないが、そういった観点から検討してみるというのが3点目。
	要素を絞ったほうが検討しやすいかと思う。
	地域の経済状況は、決して良いとは言えない状況であると考えてる。
	波賀にあるセイバンもなくなると聞いている。
	不祥事の件について、今回の件（雇用創生協議会の件）は気になる部分である。進められていた事業は、障がい者の雇用など素晴らしかったと思うのだが、（協議会の）事務局の方はどういうつもりだったのだろうか…。
	素晴らしい事業だったかと思うが、それだけにきっちりとしてほしかった。市のマイナスイメージは大きい。
	労働局等の監査を待って、内部でしっかりとけじめをつけられると思うが…。
事務局	この件についてはご心配をおかけし、不快感をお持ちの方も多数おられ、申し訳ないと思う。 昨日、事業については労働局から解除通告がなされ、この事業の清算については、市が主体的に行うこととなっている。市の監督が不十分だった点等について、短い時間の中であるが明らかにしていく必要がある。 このことも含め、報酬等については協議いただければと思う。
事務局	人事院勧告について申し上げますと、全国一律の給料表を用いているわけではない。都市部は人事委員会を設置し、給料表を独自に策定しているが、その水準は地方に比べて高い。また地域手当というものもあり、例えば東京23区だと20%、神戸市でも12%（注：会議では8%と伝えたが、現在は。）給料に加算されている。宍粟市は0%である。そもそもの水準にかなりの差があるが、景気の動向や民間企業の給料と比較して、引き上げるべき、というのが今年の人事院勧告。
	この会議の時期は決まっているのか。10月頃にされているケースもある。雇用創生協議会の件のこともあり、今年はこの時期で良かったのかもしれない。 神戸市では、教諭のいじめ問題を受け「市民の理解が得られない」と、教育行政に係る幹部職員について、ボーナス増額を見送ったとの報道があった。 こういったことから市民感情については、敏感にならざるを得ない。
事務局	この審議会では、このことも含め、客観的に議論いただきたい。 仮に答申として、報酬や期末手当を引き上げるとした場合でも、付記事項をつけるといった方法等もある。

	今の市長等に対しての審議だと考えているが、今回、答申したことが、一定は今後も引き継がれると思われるので、慎重に審議したい。
	もう一点の要素として、近隣類似団体との比較については、ほぼ変わらない状況かと思う。
事務局	第1回のA3資料でお示ししたとおり、大きな違いはない。
	類似団体と比較した資料を見ると、どうしても数字だけで判断してしまう。他団体の生の声はどうなっているのか。他市の状況について、直接、触れ合って確認していかないと、宍粟だけのことにとられ狭い視野となりかねない。各種の市内行事等に参加いただくことも大切だが、他市の状況についても肌で感じていただく機会をもっと増やしてほしい。 他市でも厳しい状況があり、また、西播と東播でも状況は違う。内から宍粟を見る視点だけでなく、外からも宍粟を見ていただく視点も必要ではないか。 宍粟と他市の良い点、悪い点を冷静に比較いただくことが大切であるし、近隣団体についても数値だけでなく、その地域の声を知ることは大事。 今回の審議には間に合わない部分もあるが、事務局から市長に伝えてほしい。 事務局の説明を受け、議論をしてきた中で、私としては現状維持（据え置き）が良いかと思う。最終的には市長が判断されるが、その答えの中で、（雇用創生協議会の件についての）見解や資質、責任に関する部分はわかってくるものだと思う。
	据え置くと方向性を決定した場合、次回の会議はどういった流れとなるか。
事務局	今までの議論をまとめる形で、据え置く理由や付記すべき意見を記載し、答申案を作成する。その答申案に対し、加筆・修正等を加える作業となる。
事務局	据え置くと方向性を決定した場合、何故そう決定したのか、その理由が大事となる。もう少しそれぞれのご意見をいただければ…。 また、先ほど協議された3つの要素の面や、また、類似団体との比較、地域の事情、市民感情等から、それぞれ意見をいただければと思う。
事務局	雇用創生協議会の件については、議会議員の報酬の決定に影響があるのいいのかどうか、難しい面はある。
	議員は人数が多く、一生懸命やられていると思う方も、そうでないと思う方もあるが、本当のところの判断はしづらい。 どちらも据え置くとなった場合の理由は、上げるべき、また、下げるべき理由がないからといったことも考えられる。
事務局	色々と議論をしていただいたが、現状の協議をまとめる（据え置く方向性）形で答申案を作成してよろしいか。
	次回の会議で、据え置く答申案に、それぞれ意見を付記した形で、作成していきたいと思うのでよろしく願います。

事務局	5. 確認事項等 次回の会議は、次のとおり開催。 ○日時：11月28日（木）午後1時～ ○場所：市役所5階501会議室 会議録、答申案については、遅くとも前日までに送付する。
谷笹職務代理	6. 閉会 本日は長時間の審議お疲れ様でした。次回は28日の開催ですが、よろしくお願いいたします。気をつけてお帰りください。